

相続放棄の申述に必要な書類等について

甲府家庭裁判所（055-213-2541（直通））

【手数料等】

- 収入印紙 申述人1人につき **800円分**（組み合わせは自由）
- 郵便切手 申述人1人につき **84円×5枚、10円×5枚**
※切手が不足する場合は、追加をお願いする場合があります。

【必要な戸籍等】

① 放棄する人（申述人）が被相続人（亡くなった方）の配偶者

- 被相続人の住民票の除票（マイナンバーの記載がないもの）又は戸籍附票
- 被相続人の死亡時の戸籍謄本（3か月以内のもの）

② 「第1順位」放棄する人（申述人）が被相続人（亡くなった方）の子

- 被相続人の住民票の除票（マイナンバーの記載がないもの）又は戸籍附票
- 被相続人の死亡時の戸籍謄本
- 放棄する人の現在の戸籍謄本（3か月以内のもの）

③ 「第2順位」放棄する人（申述人）が被相続人（亡くなった方）の父母・祖父母

※先順位者がいる場合は、その方の相続放棄申述が既に受理済みであることが必要

- 被相続人の住民票の除票（マイナンバーの記載がないもの）又は戸籍附票
- 被相続人の出生時から死亡時までの間の各戸籍謄本
（＝被相続人が載っている戸籍のすべてを取ってください）
- 放棄する人の現在の戸籍謄本（3か月以内のもの）

④ 「第3順位」放棄する人（申述人）が被相続人（亡くなった方）の兄弟姉妹

※先順位者がいる場合は、その方の相続放棄申述が既に受理済みであることが必要

- 被相続人の住民票の除票（マイナンバーの記載がないもの）又は戸籍附票
- 被相続人の出生時から死亡時までの間の各戸籍謄本
（＝被相続人が載っている戸籍のすべてを取ってください）
- 被相続人の（父母/祖父母）が死亡している場合は、死亡の記載のある戸籍謄本
- 放棄する人の現在の戸籍謄本（3か月以内のもの）

★ 必要な戸籍等について

- ①：書類を確認した結果、上記以外の戸籍等の提出をお願いすることもあります。
- ②：戸籍には「戸籍謄本」「改製原戸籍謄本」「除籍謄本」「戸籍記載事項全部証明書」の名称がありますが、名称にこだわらず、上記のとおり取って提出してください。
- ③：戸籍は必ず「謄本」を取って下さい（「抄本」は不可）。
- ④：同時に複数の申述人が放棄するときは、重複する戸籍は1通でかまいません。
また、他の申述人がすでに提出している戸籍等は再度提出する必要はありません。
- ⑤：被相続人死亡日（後順位者の場合は、先順位者の放棄受理日）から3か月以上経過している場合は、相続の開始を知った日から3か月以内の申述であることが分かる資料（例：債権者からの通知書）を提出してください。
- ⑥：申述人が代襲相続人である場合は、本来の相続人の死亡の記載のある戸籍が別途必要です。
- ⑦：申述人や被相続人が外国人であったり、後見人や特別代理人が選任されているような場合は、直接家庭裁判所へお問い合わせ下さい。

★ 申述書等を直接窓口へ提出する場合は、必ずご自身の認め印（スタンプ式は不可）と本人確認ができるもの（免許証、保険証、パスポート等）を持参してください。